令和 6 年（ワ）第 6807 号・令和 7 年（ワ）第 9801 号　投稿記事削除等請求事件

別 紙　　投 稿 別 認 否 表

第 1　本表の位置付け

1　本表は、被告準備書面 6 第 5 の 2 のとおり、本件各投稿に関する原告らの投稿別の主張に対する認否を一覧にしたものである。対象は、原告第 2 準備書面第 3 の(1)ないし(36)及び第 4、6807 号事件訴状、9801 号事件訴状並びに令和 8 年 8 月 21 日付訴えの変更申立書である。

2　本表で「記載があることを認める」というのは、当該文言又は写真が当該記事に存在することを認める趣旨であり、その記載が原告らの権利を侵害すること、違法であること、削除及び公表禁止を要することを認める趣旨ではない。これらの法的評価は、被告準備書面 6 のとおり全て争う。

3　本件各投稿は、被告が取材し、執筆又は撮影して、被告の管理運営するウェブサイトに掲載したものである。

第 2　各記事に共通する主張に対する認否

原告第 2 準備書面第 3 は、(1)ないし(36)の各項において、同じ型の主張を繰り返している。これに対する認否は次のとおりであり、第 3 の表ではこれを「共通認否」として引用する。

1　記事タイトルに地名の記載があるとの主張について

各記事のタイトルが訴状別紙投稿記事目録 1 記載のとおりであり、タイトルに地名の記載があることは認める。

2　「復刻 全国部落調査」の各欄の記載を「曝している」との主張について

各記事に、昭和 10 年の「全国部落調査」を出典として示した上で戸数、人口等を引用した記載があることは、第 3 の表で記載の存在を認める限度で認める。これが、被告が公開差止めを受けた「復刻 全国部落調査」の「部落所在地」「部落名」「現在地」「戸数」「人口」「主業／副業」「生活程度」の各欄の記載を「曝している」ものであるとの点は争う。原告らのこの主張は、先行する判決の主文が禁じた行為と本件各記事の記載とが同一であるという法的評価をいうものであり、事実の主張ではない。

3　「被差別部落の所在地を明確に摘示している」との主張について

争う。各記事の記載及び写真が存在することと、それが原告らの人格的利益を侵害する摘示に当たることとは別である。各地域に関する情報が公刊資料、行政資料及び

原告ら自身の公表によって既に示されていることは、被告準備書面 6 第 2 の 3 のとおりである。

4　現在の公開状況について

目録 1 の記事のうち、No.35 を除く各記事が令和 8 年 9 月 20 日の時点で公開されていることは認める。No.35 の記事は、同日の時点で公開されていない。

第 3　記事（投稿記事目録 1）

1　原告第 2 準備書面第 3 の(1)ないし(36)が取り上げる記事（No.1 ないし 12、14 ないし 34 及び 36 ないし 41）について

同各項が鉤括弧で引用する本文の記載（写真に付された説明文を含む。）が、後記 2 の 2 件を除き、表記の細部を除いて、いずれも甲第 23 号証の当該各号証に記載されていることは認める。その余は共通認否 1 ないし 3 のとおりである。

2　前項の例外

(1) No.31（甲 23 の 31、第 3(27)）　同項が引用する「全国部落調査によれば、1935 年の中津の世帯数は 105、人口は 495 である。しかし、この数字が部落の規模を表したものかどうかは疑いがある。」との記載は、当該記事に存在しないから否認する。これは No.7（甲 23 の 7、大阪市北区中津）の記事の記載であり、原告らも引用元を「甲 23-7」の本文 2 頁と記載している。

(2) No.32（甲 23 の 32、第 3(28)）　同項が甲 23 の 32 の本文 2 頁の記載として引用する「全国部落調査によれば、1935 年の中津の世帯数は 105、人口は 495 である。」との記載は、当該記事に存在しないから否認する。これも No.7 の記事の記載である。

3　No.13（甲 23 の 13）　当該記事についての原告らの個別的な事実主張はない。

4　No.35（甲 1、甲 5）　被告が当該記事を掲載したことは認める。被告は、大阪地方裁判所令和 6 年 5 月 1 日決定（令和 5 年（ヨ）第 768 号）に従って当該記事を削除しており、現在は公開していない。個人原告に関する 6807 号事件訴状の主張に対する認否及び反論は、答弁書及び令和 7 年 8 月 23 日付け被告準備書面 2 のとおりである。

5　No.42 ないし 44（甲 23 の 42 ないし 44）　令和 8 年 8 月 21 日付訴えの変更申立書は目録に追加するのみで、当該各記事についての個別的な事実主張はない。目録記載のタイトルの記事が存在することは認める。請求の拡張については被告準備書面 7 第 9 のとおりである。

No.	記事（甲号証）	原告らの主張	認否
1	曲輪クエスト(3)堺市堺区協和町（甲 23 の 1）	第 3(1)	前記 1
2	曲輪クエスト(4)池田市古江（甲 23 の 2）	第 3(2)	前記 1
3	曲輪クエスト(17)大阪市西成区出城・三開・長橋（前編）（甲 23 の 3）	第 3(3)	前記 1
4	曲輪クエスト(17)大阪市西成区出城・三開・長橋（後編）（甲 23 の 4）	第 3(3)	前記 1
5	曲輪クエスト(19)大阪市北区長柄（甲 23 の 5）	第 3(4)	前記 1
6	曲輪クエスト(40)大阪市北区中崎西“舟場”（甲 23 の 6）	第 3(5)	前記 1
7	曲輪クエスト(45)大阪市北区中津 3 丁目“さんば”（甲 23 の 7）	第 3(6)	前記 1
8	曲輪クエスト(49)大阪市東中島 2 丁目“南方”（甲23 の 8）	第 3(7)	前記 1
9	曲輪クエスト(51)大阪市浪速区浪速東・浪速西・大国町（前編）（甲 23 の 9）	第 3(8)	前記 1
10	曲輪クエスト(51)大阪市浪速区浪速東・浪速西・大国町（中編）（甲 23 の 10）	第 3(8)	前記 1
11	曲輪クエスト(51)大阪市浪速区浪速東・浪速西・大国町（後編）（甲 23 の 11）	第 3(8)	前記 1
12	曲輪クエスト(53)大阪市東中島 3 丁目“飛鳥”（甲23 の 12）	第 3(9)	前記 1
13	曲輪クエスト（番外編）大阪市北区中津「下三番青年会」の最後（甲 23 の 13）	なし	前記 3
14	曲輪クエスト(58)大阪市淀川区加島一丁目（甲23 の 14）	第 3(10)	前記 1
15	曲輪クエスト(76)羽曳野市向野 2、3 丁目（甲 23 の 15）	第 3(11)	前記 1
16	曲輪クエスト(111)東大阪市荒本（甲 23 の 16）	第 3(12)	前記 1

No.	記事（甲号証）	原告らの主張	認否
17	曲輪クエスト(113)東大阪市長瀬町“北蛇草”（甲23の17）	第3(13)	前記1
18	曲輪クエスト(114)八尾市幸町“西郡”（甲23の18）	第3(14)	前記1
19	曲輪クエスト(126)八尾市安中町8丁目（甲23の19）	第3(15)	前記1
20	曲輪クエスト(129)藤井寺市林5､6丁目（甲23の20）	第3(16)	前記1
21	曲輪クエスト(142)茨木市沢良宜浜3丁目（甲23の21）	第3(17)	前記1
22	曲輪クエスト(143)茨木市豊川4丁目“道祖本西”（甲23の22）	第3(18)	前記1
23	曲輪クエスト(144)茨木市総持寺2丁目“北中城”（甲23の23）	第3(19)	前記1
24	曲輪クエスト(145)高槻市富田町2丁目（甲23の24）	第3(20)	前記1
25	曲輪クエスト(169)摂津市鳥飼野々1丁目（甲23の25）	第3(21)	前記1
26	曲輪クエスト(173)大阪市旭区生江3丁目（甲23の26）	第3(22)	前記1
27	曲輪クエスト(174)大阪市住吉区帝塚山5丁目､万代6丁目､住吉1丁目“住吉地区”（甲23の27）	第3(23)	前記1
28	曲輪クエスト(175)大阪市東淀川区西淡路1丁目、2丁目“日之出地区”（甲23の28）	第3(24)	前記1
29	曲輪クエスト(176)大阪市住吉区浅香1､2丁目（甲23の29）	第3(25)	前記1
30	曲輪クエスト(177)大阪市東住吉区矢田6丁目（甲23の30）	第3(26)	前記1

No.	記事（甲号証）	原告らの主張	認否
31	曲輪クエスト(187)大阪市旭区清水4､5丁目両国地区（甲23の31）	第3(27)	前記2
32	曲輪クエスト(188)大阪市平野区平野市町3丁目平野地区（甲23の32）	第3(28)	前記2
33	曲輪クエスト(245)吹田市高浜町（甲23の33）	第3(29)	前記1
34	曲輪クエスト(246)箕面市萱野1､2丁目“北芝”（甲23の34）	第3(30)	前記1
35	学術・研究：人権探訪(247)大阪府富田林市若松1丁目（甲1、甲5）	6807号訴状	前記4
36	曲輪クエスト(248)守口市金田町1丁目（甲23の36）	第3(31)	前記1
37	曲輪クエスト(249)大東市野崎1丁目（甲23の37）	第3(32)	前記1
38	曲輪クエスト(250)大東市北条3丁目“東之町”（甲23の38）	第3(33)	前記1
39	曲輪クエスト(282)吹田市岸部中“光明町”（甲23の39）	第3(34)	前記1
40	曲輪クエスト(367)泉佐野市南中樫井（甲23の40）	第3(35)	前記1
41	曲輪クエスト(395)寝屋川市明和（甲23の41）	第3(36)	前記1
42	曲輪クエスト(460)高槻市梶原（甲23の42）	訴えの変更申立書	前記5
43	曲輪クエスト(461)高槻市春日町（甲23の43）	訴えの変更申立書	前記5
44	曲輪クエスト(462)島本町広瀬（甲23の44）	訴えの変更申立書	前記5

第4　写真及び説明文についての主張（原告第2準備書面第4）

1　第4の1について

被告が部落差別を拡大し助長する意思を有しているとの点、及び本件各投稿がその意思を反映したものであるとの点は否認する。その余は争う。

2　第 4 の 2 について

本件各投稿が地域ごとに独立した記事又は動画であること、及び各記事又は各動画が、被告が現地で撮影した写真又は映像に被告の説明文又はナレーションを付したものであることは認める。その余は争う。

3　第 4 の 3 について

記事によって、寺院、墓地、神社、公衆浴場、事業所、住宅、公営住宅、隣保館その他の施設、記念碑等の写真又はこれらに触れた説明文が含まれていることは認める。これらが地域と「被差別」部落とを「紐づける」ものであること、及び原告らの主張する者に部落差別を受ける不安と恐怖を与えるものであることは争う。

4　第 4 の 4 の(1)ないし(16)について

原告らが挙げる写真及び説明文については、当該各記事（甲第 23 号証の各号証）に掲載されている限度で認め、これと異なる原告らの要約は争う。各写真及び説明文が第 4 の 3 の(1)ないし(5)の類型に当たること、及び「被差別」部落と関連付けるものであることは、いずれも争う。

5　前項のうち、原告らの要約が当該記事の記載と異なるもの

ア　第 4 の 4(2)（甲 23 の 17）　原告らは、廃墟のある住環境の写真及び説明文を「被差別」部落と関連するものとして掲載していると主張するが、否認する。当該記事は「周辺には細い道、廃墟がある。しかし、ここは部落ではない。」と記載し、当該写真を「部落とは無関係の写真」と明記しており、原告ら自身も「廃墟があるが部落ではない」と要約している。

イ　第 4 の 4(3)（甲 23 の 18）　原告らは、当該記事が、団地が立ち並び福祉施設があることを「被差別」部落の特徴的環境であるとする文章を掲載していると主張するが、否認する。当該記事の記載は「立ち並ぶ団地と、福祉施設。古くからの部落の面影がないだけでなく、今の土地、今の住民に、『北ノ辻』からの連続性があるとは思えない。」というものである。

第 5　動画（投稿記事目録 2）

1　原告第 2 準備書面第 3 は、動画については、(14)において目録 2 の 3 に 1 か所言及するのみである。原告第 5 準備書面は、動画も記事と同様であると述べるが、どの動画のどの場面、映像、音声又は字幕が、どの権利主体のどの利益を侵害するのかを特定していない。したがって、目録 2 の 3 及び 20 を除く各動画については、認否の対象となる個別的な事実主張が存在しない。

2　目録2の各動画が同目録記載のタイトルで存在することは認める。各動画の内容が原告らの権利を侵害するとの点は全て争う。甲第49号証の取扱いは、被告準備書面7第4のとおりである。

3　No.3（甲24の3、甲49の3）　第2準備書面第3(14)は、被告が当該動画で「部落（同和地区）の境界がどこにあるのかを何度もとりあげて」いると主張するが、動画のどの場面のどの発言を指すのかを特定していない。

4　No.20（甲24の20、甲49の20）　当該動画は、前記仮処分決定の投稿記事目録に含まれておらず、現在も公開している。個人原告に関する6807号事件訴状の主張に対する認否及び反論は、答弁書及び令和7年8月23日付け被告準備書面2のとおりである。原告らは、当該動画のどの場面が個人原告のどの利益を侵害するのかを特定していない（被告準備書面7第2の2）。

5　No.18（甲24の18、甲49の18）　当該動画の映像は、題名と異なり福井県大飯郡高浜町西三松を撮影したものであり、吹田市高浜町を写していない（被告準備書面7第4の2）。

No.	動画（甲号証）	原告らの主張	認否
1	#9 大阪府 東大阪市荒本（甲24の1、甲49の1）	なし	前記1
2	#11 大阪府 東大阪市長瀬町北蛇草（甲24の2、甲49の2）	なし	前記1
3	#12 大阪府 八尾市幸町（甲24の3、甲49の3）	第3(14)	前記3
4	#26 大阪府 八尾市安中町8丁目（甲24の4、甲49の4）	なし	前記1
5	#29 大阪府 藤井寺市林（甲24の5、甲49の5）	なし	前記1
6	#42 大阪府 茨木市沢良宜（甲24の6、甲49の6）	なし	前記1
7	#43 大阪府 茨木市豊川4丁目（甲24の7、甲49の7）	なし	前記1
8	#44 大阪府 茨木市総持寺2丁目（甲24の8、甲49の8）	なし	前記1

No.	動画（甲号証）	原告らの主張	認否
9	#45 大阪府 高槻市富田町 2 丁目(甲 24 の 9、甲 49 の 9)	なし	前記 1
10	#69 大阪府 摂津市鳥飼野々 1 丁目(甲 24 の 10、甲 49 の 10)	なし	前記 1
11	#73 大阪府 大阪市旭区生江 3 丁目(甲 24 の 11、甲 49 の 11)	なし	前記 1
12	#74 大阪府 大阪市住吉区帝塚山 5 丁目、万代 6 丁目、住吉 1 丁目 (甲 24 の 12、甲 49 の 12)	なし	前記 1
13	#75 大阪府 大阪市東淀川区西淡路 1 丁目、2 丁目（甲 24 の 13、甲 49 の 13）	なし	前記 1
14	#76 大阪府 大阪市住吉区浅香 1、2 丁目（甲24 の 14、甲 49 の 14）	なし	前記 1
15	#77 大阪府 大阪市東住吉区矢田 6 丁目（甲24 の 15、甲 49 の 15）	なし	前記 1
16	#87 大阪府 大阪市旭区清水 4、5 丁目 両国地区（甲 24 の 16、甲 49 の 16）	なし	前記 1
17	#88 大阪府 大阪市平野区平野市町 3 丁目（甲24 の 17、甲 49 の 17）	なし	前記 1
18	#145 大阪府 吹田市高浜町（甲 24 の 18、甲 49 の 18）	なし	前記 1、5
19	#146 大阪府 箕面市萱野 1、2 丁目 (甲 24 の 19、甲 49 の 19)	なし	前記 1
20	#147 大阪府 富田林市若松 1 丁目（甲 24 の20、甲 49 の 20）	6807 号訴状	前記 4
21	#148 大阪府 守口市金田町 1 丁目（甲 24 の21、甲 49 の 21）	なし	前記 1
22	#149 大阪府 大東市野崎 (甲 24 の 22、甲 49 の 22)	なし	前記 1

No.	動画（甲号証）	原告らの主張	認否
23	#150 大阪府 大東市北条（甲 24 の 23、甲 49 の 23）	なし	前記 1
24	#182 大阪府 吹田市岸部中（甲 24 の 24、甲 49 の 24）	なし	前記 1
25	#267 大阪府 泉佐野市南中樫井（甲 24 の 25、甲 49 の 25）	なし	前記 1
26	#295 大阪府 寝屋川市明和（甲 24 の 26、甲 49 の 26）	なし	前記 1
27	#360 大阪府 高槻市梶原（甲 24 の 27、甲 49 の 27）	訴えの変更申立書	前記 1
28	#361 大阪府 高槻市春日町（甲 24 の 28、甲 49 の 28）	訴えの変更申立書	前記 1
29	#362 大阪府 島本町広瀬（甲 24 の 29、甲 49 の 29）	訴えの変更申立書	前記 1

以上